アサツー ディ・ケイ ユニオン規約 一覧

本組織は、当初第一企画労働組合として昭和 53 年 11 月 17 日(金)に結成された。

当初の結成の目的は本規約の第4条に謳われている「組合員の団体交渉権を確立し労働条件の改善、生活の安定ならびに文化的向上をはかり、企業経営の民主的な運営と発展を期す」ことに収斂された。

そして平成 11 年1月 1 日の旭通信社と第一企画との合併に伴い、同1月22日(金)にその名称をアサツーディ・ケイ ユニオン(ADU)に変更した。

当組織は、憲法および労働組合法に保証されたものではあるが、その活動の目的は「組織員一人一人の生活の安定と向上」であり、その目的の達成のために、独自性を保ち、活力と英知を結集して活動する。

規約目次

【各項目をクリックスするとジャンプします】

＜規約本文＞

第一章 総則

第二章 目的と活動

第三章 組織員の資格

第四章 組織員の権利と義務

第五章 加入及び脱退

第六章 機関

第七章 役員

第八章 執行委員会専門部

第九章 会計

第十章 賞罰

付則 ADU 会費

＜その他の規約＞

選挙規定

・

闘争委員会規定

・

慶弔見舞金及び特別慰労支給規定

・

ADU 出張旅費支給規定

第一章
総　　則

第 1 条 この組織をアサツー ディ・ケイ ユニオン（以下「ADU」という）と称する。
第 2 条 この組織の事務所を東京都中央区築地 1 丁目13－1ADK 松竹スクエアビル 3 階、株式会社アサツー ディ・ケイ事務所内に置く。
第 3 条 この組織は株式会社アサツー ディ・ケイ（以下「会社」という）の従業員をもって組織する。

第二章
目　的　と　活　動

第 4 条 この組織は従業員の団体交渉権を確立し、労働条件の改善・生活の安定並びに文化的向上をはかり、企業経営の民主的な運営と発展を期することを目的とする。
第 5 条 この組織は前条の目的を達成するために下記の活動を行う。

1. 労働協約の締結ならびに同協約に基づく一切の活動。
2. 組織員およびその家族の福利厚生、文化向上に関する活動とそれらの活動に必要な諸施設に関すること。
3. 組織員相互の親睦と団結強化に関する活動。
4. 同一目的をもつ他団体との連携協力に関する活動。
5. その他目的達成に必要な活動。

▲規約一覧に戻る

第三章
組 織 員 の 資 格

第 6 条 この組織は、次の者を除き、会社従業員をもって構成する。

1. 労務の機密に関する事務を取り扱い組織の利益に反すると判断される従業員にして、氏名を明記して組織と会社との協定により定めたもの。
2. 顧問。
3. 局長以上の役職を有する者。

第 7 条 組織員は下記の各号の一つに該当した場合その資格を失う。

1. 退職したとき。
2. 組織員を除名されたとき。
3. 死亡したとき。
4. 解雇を ADU が確認したとき。
   但し、不法解雇の場合はこの限りにあらず、解雇退職に際し紛争を生じ、係争中はその資格を失わ

ないものとする。

5. 組織が規定した非組織員に該当したとき。

▲規約一覧に戻る

第四章
組織員の権利と義務

第 8 条 何人もいかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組織員たるの資格を奪われない。また、組織員は ADU のすべての問題に参与する権利および均等の取り扱いを受ける権利を有する。

1. 各機関に意見を提供し、説明を求めること。
2. 規約の定める処により、ADU の諸会議に出席し発言し議決に参加すること。
3. 役員、職場代表委、その他すべての ADU 代表者に対する選挙権、被選挙権を有する。
4. 関係書類を閲覧すること。

第 9 条 組織員はすべて次の義務を負う。

1. 組織員は規約ならびに諸決議を守り、組織員として責任ある行動をとり規約に定める会議に出席する義務を負う。
2. 組織員は ADU 会費その他分担金を納入すること。
3. 労働協約を遵守し、ADU の発展向上に協力すること。

第五章
加 入 及 び 脱 退

第 10 条 組織加入は所定の手続きを経て執行委員会に於いて承認を得た時から組織員たる資格を有する。

第 11 条 組織員が ADU を脱退するときは、脱退の理由を明記して執行委員長に提出する。脱退は執行委員会の承認を得るものとする。

但し、ADU に対し未済の義務がある場合は脱退後といえども債務完了の義務を有する。

▲規約一覧に戻る

第六章
機　　関

第 12 条 ADU に次の機関を置く。

1. 全員投票
2. ADU 大会
3. 執行委員会

4. 職場代表委員会

第 13 条 組織員の全員投票による決議機関を設けて、下記の事項を行う。

1. 争議行為の決定（ストライキ権の確立）
2. ADU 解散
3. その他、ADU の問題の重要決議事項について、職場代表委員会がその必要を認めたとき

第 14 条 ADU 大会は全員投票につぐ議決機関で大会代議員と ADU 役員をもって構成する。

1. 定期大会は年1回執行委員長が召集する。
2. 臨時大会は執行委員会が必要と認めたとき、又は組織員総数の3分の1以上にあたる組織員の連署により議案を明示して要求のあったときは、執行委員長が 10 日以内に召集する。
3. 大会は、大会代議員の過半数の出席で成立し、議事は、出席代議員の過半数をもって決する。
   但し、執行委員長、副執行委員長、書記長は、議長、副議長になることは出来ない。（遠隔職場の代議員については、事前に配付される大会議案書に対して賛否の意志を明らかにした記名委任状をもって出席とすることができる。尚、この賛否は議事の中で参考意見として取扱われる。）
4. 大会代議員はその都度各職場を単位として、組織員 10 名につき 1 名の割合で選出する。端数4名以下切捨て、5名以上は切上げる。（但し、10 名に満たない職場は1名選出するものとする。）
5. 大会代議員は選出母体の職場全組織員に対し責任を負い、職場からの要求があった場合大会の経過ならびに結果についてのあらゆる質疑に答える義務がある。
6. 議長は議場の秩序を保持し、書記を任命して議事録を作成せしめ、会議を主宰する。

第 15 条 次の事項は大会により決定しなければならない。

1. 役員の選出（職場代表委員を除く）
2. 役員の信任、又は不信任
3. 予算および決算（ADU 会費の金額の決定）
4. 闘争委員会の設置
5. ADU の年度計画
6. 労働条件および要求事項
7. 労働協約の締結および改訂
8. ADU 規約の変更
9. 組織員の処罰
10. 会計監査人委嘱
11. 上部団体への加入、脱退（組織員総数の3分の2以上の賛成）
12. その他 ADU に関する重要事項

第16条 執行委員会はADUの最高執行機関であり、正副委員長、書記長、執行委員をもって構成し、委員

長の召集によって下記の事項を行う。

1. 大会および職場代表委員会の決議事項の執行
2. 労働協約の運営
3. ADU 活動全般に関する事項の立案

第 17 条 執行委員会は緊急、又は簡単な事項はその判断において適宜処理することが出来る。但し事後においてすみやかに大会又は職場代表委員会の承認を得なければならない。
第 18 条 職場代表委員会は、規約に定める大会決議事項を除き、ADU の当面するすべての問題について、討議決議する権限を有する。

1. 職場代表委員会は、職場代表委員をもって構成し、委員の互選により議長、副議長、書記各1名を選任する。
2. 職場代表委員会は、次の規定により議長がこれを召集する。

   (1) 議長が委員会開催の必要を認めたとき
   (2) 職場代表委員が議長に開催を提案したとき
   (3) 執行委員長から開催の要請があったとき

3. 職場代表委員会は、委員会の決議事項を執行委員長に対し提案する権限と報告の義務を有する。この提案と報告は、議長が委員会を代表して行う。
4. 職場代表委員会は、委員の3分の2をもって成立し、議事は出席委員の3分の2をもって決する。
5. その決議事項については、総会に対して責任を負う。
6. 職場代表委員の任務および選出については、別項に定める。

第 19 条 大会、執行委員会、職場代表委員会が必要と認め決定したとき、全員投票をおこなうことが出来る。
第 20 条 全員投票は全員投票管理委員会のもとに直接無記名投票とし、賛成反対といういずれかの形式においてこれをおこない、原案に対する修正は許さない。
第 21 条 全員投票の決定はそのいずれか一方の意思表示が全組織員数の過半数をこえる場合にはじめて成立する。

▲規約一覧に戻る

第七章
役　　員

第 22 条 この組織に下記の役員を置く。

1. 執行委員長1名
2. 副執行委員長2～4名

3. 書記長1名
4. 執行委員若干名
5. 職場代表委員若干名
6. 会計監査2名

第 23 条 役員の選挙は下記の方法による。

1. 職場代表委員を除く役員は、全組織員の直接無記名投票により選出する。
2. 職場代表委員は各単位職場組織員の中より、その職場員の直接無記名投票により選出する。

第 24 条 役員の任務は下記の通りとする。

1. 執行委員長
(1) 組織を代表し ADU 業務を統括する。
(2) 定期大会および臨時大会を召集する。
(3) 大会において ADU 活動状態などに関する報告書を作り公示しなければならない。
(4) 執行委員会を召集しこれを主宰する。
(5) 自己の主宰する会議においては可否同数の場合を除いては投票権はないものとする。
(6) ADU の秩序を保持し、ADU 規約を実施する。
(7) 副執行委員長を必要に応じて選出する。

2. 副執行委員長
委員長を補佐し委員長事故ある場合はその職務を代行する。

3. 書記長
(1) 各会議の議事録を作成しこれを保持する。
(2) 定期および臨時大会の開催、その都度の議題などを事前に組織員に告知報告する。
(3) 執行委員長、副委員長を補佐して ADU 業務の執行にあたる。
(4) 組織員の名簿を作成し備えつける。
(5) その他組織運営に必要な事項につきこれをおこなう。
(6) 副書記長を必要に応じて選出する。

4. 会計監査
この組織の会計業務を監査する。

5. 執行委員
執行委員会に出席し ADU 大会の決議事項に従い ADU 業務を執行する。

6. 職場代表委員

(1) 各職場組織員の意志を代表し職場集会を主宰する。
(2) 職場代表委員会の開催後に於いて、その委員会の意志と決議事項を担当職場の組織員に連絡徹底せしめる。
(3) 執行委員会の決議事項を職場組織員に徹底せしめる。
(4) 職場代表委員会に於いては、議長・副議長・書記を設け、これを選出する。

第 25 条 役員の任期は1ケ年とし職場代表委員を除き、毎年定期大会に於いて改選する。但し再選を妨げない。職場代表委員は、大会後、各職場において改選する。但し再選を妨げない。

▲規約一覧に戻る

第八章
執行委員会専門部

第 26 条 ADU に、次の機関を設置する。

1. 書記担当
2. 賃金担当
3. 広報担当
4. 企画担当
5. 執行委員会の諮問として諮問委員会を設置することかできる。その委員は執行委員会の承認を得た組織員で構成する。
6. その他、執行委員会が必要と認めた場合は担当機関を適宜設置する。

第九章
会　　計

第27条 本組織の経費はADU会費および寄付金をもってこれに充て予算決算は毎年1回定期大会の承認を得ることを必要とする。
第 28 条 ADU のすべての財源および使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は組織員によって委嘱された職業的に資格かある会計監査人による正確であるところの証明書とともに少なくとも毎年1回組織員に公表する。
第 29 条 ADU 会費は毎月給料日に納入するものとする。
また、一時金支給日の翌日に納入するものとする。
第 30 条 この ADU 会費の額は別紙に定める。
第 31 条 組織員がその資格を喪失した場合、および脱退した場合は、ADU 会費その他費用の払い戻しは行わない。
第 32 条 傷病休職時は、状況に応じ ADU 会費を割り引くか免除する。
第 33 条 臨時大会の費用は、その大会の決定に基づき実際費用の一部、または全部を組織員に割り当てて徴収することができる。

▲規約一覧に戻る

第十章
賞　　罰

第 34 条 この組織の活動に多大の貢献をしたものは大会の決議によってこれを表彰することができる。
第 35 条 組織員が下記の一つに該当する場合は懲罰が加えられる。

1. ADU の規約又は決議に違反した場合
2. ADU の統制秩序を乱した場合
3. ADU の名誉を毀損し又は損害を与えた場合
4. 組織員としての義務を怠った場合
5. その他組織員として不適当な行為をなした場合

第 36 条 前条の懲罰は次の各項を以て行う。

1. 戒告
2. 6 ケ月以内の権利の停止
3. 除名

第 37 条 懲罰は執行委員会が事情を聴取し、出来るだけ多くの意見を求めて公正に決定し、大会の承認を得なければならない。

付 則 ADU 会費

ADU 会費は毎月給料日に、月例給の 1%＋300 円を納入する。
賞与（夏季・冬季）支給日にはその総額の 0.5%を納入するものとする。
実施 この規約は、昭和 53 年 11 月 17 日より実施する。
昭和 56 年 10 月 12 日一部改正
昭和 57 年 10 月 22 日一部改正
昭和 58 年 10 月 21 日一部改正
昭和 60 年 10 月 09 日一部改正
平成 02 年 03 月 12 日一部改正
平成 02 年 10 月 19 日一部改正
平成 05 年 10 月 22 日一部改正
平成 11 年 01 月 22 日一部改正

▲規約一覧に戻る

アサツー ディ･ケイ ユニオン 選挙規定

第一章
総　　則

第 1 条 役員および職場代表委員の選挙は、組織員の直接無記名投票により行う。
第 2 条 役員および職場代表委員の選挙は毎年 1 回行う。
選挙管理委員長は、執行委員会の決定により 10 日前に選挙日を公示しなければならない。
第 3 条 選挙の管理と運営は選挙管理委員会が行う。

第二章
職　場　代　表　委　員

第 4 条 職場代表委員の選挙は原則として立候補制とし各職場毎に行う。
定員は原則として各職場組織員の人数に応じた割合で定め、10 名に満たない職場は 1 とする。
第 5 条 職場代表委員は組織員の立候補者中から組織員の単記投票により行う。
第 6 条 委員会は得票数の多い順に当選者を決定し直ちに ADU 本部へ通告しなければならない。

第三章
役　　員

第 7 条 役員の選挙は立候補制とし、執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員、会計監査を一括投票の方法により全組織員がこれを行う。
第 8 条 役員選挙の被選挙者は次のいずれかに該当しなければならない。

1. 自薦の組織員
2. 他薦の組織員（但し本人の承認を必要とする）

▲規約一覧に戻る

第四章
選 挙 管 理 委 員 会

第 9 条 委員会は ADU 規約および本規定に定める選挙及び投票の管理を行う。
第 10 条 委員会の委員は職場代表委員が責任をもって各 1 名を選出する。
第 11 条 委員の任期を 1 年とする。但し再任を妨げない。
第 12 条 同委員会の委員長、副委員長は委員の互選により選出する。委員会の委員は他の役職を兼務できない。
第 13 条 選挙管理委員会は次の選挙事務を行う。

1. 立候補者の受付け、組織員が推薦し本人の承諾のある推薦候補者の受付け

2. 立候補者、候補者推薦者の提出する書類、即ち立候補者、被推薦候補者の氏名、略歴、主張、推薦の主旨等公正な選挙に必要な事項を遅くとも投票の前日までに全組織員に配布する。

第 14 条 委員の決めた選挙手続きによる立候補、投票、その他の措置に反した行為はすべて無効とする。
第 15 条 選挙管理委員長は選挙及び投票に関する事務が完了したとき、その結果を全組織員に公示しなければならない。

▲規約一覧に戻る

アサツー ディ･ケイ ユニオン 闘争委員会規定

闘争委員会規則

第 1 条 闘争委員会の設置は大会の過半数を以ってする。
第 2 条 闘争委員会は争議に関する一切の業務を決議し執行する。
第 3 条 闘争委員会は、執行委員、必要と認めた場合は組織員より若干名増員し構成する。
第 4 条 闘争委員会は次のものをもって構成する。

1. 闘争委員長１名
2. 副闘争委員長２～３名
3. 闘争書記長１名
4. 闘争副書記長２名
5. 闘争委員若干名

第 5 条

1. 闘争委員長は執行委員長があたる。
   設立に際しては同時に組織員に通告し、闘争体制を指示しなければならない。
2. 副闘争委員長は副執行委員長があたる。
3. 闘争書記長、副書記長は執行委員会の書記長、副書記長があたる。
4. 闘争体制にあっては、各闘争関係を執行委員会の各専門部長が担当する。

第 6 条 闘争委員は、争議に入ると同時に常駐することを原則とし事故あるときは直ちに補充する。
第 7 条 争議が解決したとき及び争議打切りを決定したとき速やかに闘争委員会を解散する

▲規約一覧に戻る

アサツー ディ･ケイ ユニオン 慶弔見舞金及び特別慰労支給規定

(通　　則)

第 1 条 慶弔見舞金及び特別慰労については、この規定の定めるところによる。

(種　　類)

第 2 条 慶弔見舞金及び特別慰労は次の 7 種類とする。

1. 結婚祝金
2. 出産祝金
3. 組織員弔慰金
4. 家族弔慰金
5. 傷病見舞金
6. 災害見舞金
7. 特別慰労

(結　婚　祝　金)

第 3 条

1. 組織員が結婚する場合には、祝金として 20,000 円を贈る。
2. 初婚、再婚にかかわらず、いずれも 1 回限りとする。
3. 組織員相互の結婚には双方に贈る。
4. 女子組織員が結婚のため、会社を退職する場合にも贈る。

▲規約一覧に戻る

(出 産 祝 金)

第 4 条

1. 組織員及び組織員の配偶者が、子女を出産した場合には祝金として 6,000 円を贈る。
2. 出産毎に贈る。
3. 双生児以上の出産については出生児数に応じて贈る。
4. 死産及び生後 10 日以内に死亡した場合はこの限りでなく、別途弔慰金を贈る。

(組 織 員 弔 慰 金)

第 5 条

1. 組織員が死亡した時は、その遺族に対して弔慰金として 30,000 円を贈る。弔慰金は組織が適当と認めた遺族に対して贈る。
2. 他に 20,000 円以内の供花または供花料を贈る。

▲規約一覧に戻る

(家 族 弔 慰 金)

第 6 条

1. 組織員の家族が死亡した時は、家族弔慰金として配偶者の場合は 20,000 円を贈る。
2. 一親等の家族(父・母・子女)には 10,000 円を贈る。

3. 配偶者及び一親等の家族には、他に 20,000 円以内の供花または供花料を贈る。
4. 扶養義務のある二親等以内の家族には 10,000 円を贈る。
5. 弔慰金を受ける組織員が二人以上あるときは、その主な者に贈る。

▲規約一覧に戻る

(傷 病 見 舞 金)

第 7 条

1. 組織員が業務上の事由に因らない同一の傷病での欠勤が連続 7 日以上 30 日以内の場合は、見舞金として 10，000 円を贈る。
2. 上記条件で欠勤が 31 日以上継続する場合は 180 日を限度に、見舞金として 1 日に付き 200 円を贈る。
   尚、連続して 20 日以上欠勤した者が出勤し、再び同一の傷病で欠勤した場合は、その出勤が１か月に満たない時は前後の欠勤は連続するものと見なす。
3. 傷病見舞金を受けた者が､欠勤 180 日に至らずに退職した場合は､その時点で支給を停止する。

(災 害 見 舞 金)

第 8 条 天災地変その他により組織員の住居が罹災し、損害を受けた時は、その程度や事情により最低 10,000 円から最高 30,000 円の範囲で見舞金を贈ることがある。

(特 別 慰 労)

第 9 条 組織員がアサツー ディ・ケイ ユニオン規約第三章第 6 条の 3 に於いて、その資格を失った場合には、執行委員会で討議、承認を経て、特別慰労として 20，000 円相当の金品を贈る。

(届 出)

第 10 条

1. 慶弔見舞金はいずれも事由発生後 30 日以内に関係者の届出により贈る。
2. 災害見舞金については、それを証明する書類を添付して届出なければならない。
3. 届出先はアサツー ディ・ケイ ユニオン中央執行委員会とする。

付則

以上に該当しないもので、必要に応じて執行委員会で討議、承認を経て、支給する事かできる。

▲規約一覧に戻る

【次頁】慶弔見舞金支給規定（抜粋）へ続く

アサツー ディ･ケイ ユニオン･慶弔見舞金支給規定（抜粋）

<table>
<tr><th>種類</th><th>内訳</th><th>金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>結婚祝金</td><td>本人</td><td>20,000 円</td><td>1. 組織員相互の結婚には双方に支給。
2. 初、再婚にかかわらず1回限りとする。
3. 女子組織員の結婚による退職にも支給。</td></tr>
<tr><td>出産祝金</td><td></td><td>6,000 円</td><td>1. 本人及び配偶者の出産に支給。
2. 出産ごとに支給。
3. 双生児以上の場合は出生児数に応じて支給。
4. 死産または生後 10 日以内に死亡した時は、
別途弔慰金を支給。</td></tr>
<tr><td>組織員弔慰金</td><td>本人</td><td>30,000 円</td><td>他に 20, 000 円以内の供花または供花料を支給。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">家族弔慰金</td><td>配偶者</td><td>20,000 円</td><td rowspan="3">} 他に 20, 000 円以内の供花または供花料を支給。
弔慰金を受ける組織員が2名以上の場合は1件のみとする。</td></tr>
<tr><td>一親等</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td>扶養義務のある二親等</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>傷病見舞金</td><td colspan="3">1. 傷病による欠勤が連続7日以上 30 日以内の時は 10, 000 円を支給。
2. 31 日以上欠勤が続く場合は 180 日を限度に1日に付き 200 円を支給。
3. 連続して 20 日以上欠勤し、再び同一の傷病で欠勤した場合その出勤が1か月末満に限り、連続した欠勤とみなす。</td></tr>
<tr><td>災害見舞金</td><td colspan="3">天災地変その他により住居が罹災し損害を受けた時は、その程度や事情により 10.000 円から 30,000 円の範囲で贈ることがある。</td></tr>
</table>

▲規約一覧に戻る

アサツー ディ･ケイ ユニオン 出張旅費支給規定

(総　　則)

第 1 条 組織員が ADU 業務により出張する場合は、この規定によって旅費を支給する。

(交　通　機　関)

第 2 条 経路は特別の事由ある場合のほか、目的地に達する最短順路を選び、運賃最低額の交通機関によらなければならない。ただし緊急を要する場合で、航空機または特殊の交通機関を利用しようとするときは、あらかじめ書記長に申し出て承認を得なければならない。

(申　　請)

第 3 条

1. 出張申請書に目的、行先、日程、旅費仮受金等を記入し、書記長の承認を得て書記長に提出しなければならない。
2. 帰社したときは 3 日以内に旅費精算書及び出張報告書を書記局に提出し、承認を得なければならない。尚、出張業務内容については、執行委員会において、必ず報告するものとする。

(ADU 業務外の日程)

第 4 条 ADU 業務外で日程が延びた場合、その日程に該当する旅費は支給しない。

ただし、傷病その他止むを得ない事故のため延びたときはその期間の旅費を支給することがある。

(宿　泊　出　張)

第 5 条 宿泊を要する出張には、別表の旅費を支給する。

(日 当、宿泊料)

第 6 条 日当は出張日数、宿泊料は宿泊回数により別表の通り支給する。

1. 日帰り出張の場合も、別表に従って日当を支給する。
2. 車、船中の場合には、宿泊料の半額を受給する。ただし、鉄道寝台券を使用した場合は、宿泊料は支払わないものとする。

(附　　則)

第 7 条 この規定は昭和 57 年 3 月 12 日より実施する。

平成 05 年 10 月 22 日一部改正

平成 11 年 01 月 22 日一部改正

以上

▲規約一覧に戻る

別表

交通費				宿泊費	日当
鉄道	寝台料金	汽船	空･陸行費		
新幹線 特急、その他 }普通	B寝台	グリーン 又は一等	実費	10,000 円	3,500 円

ADU 業務日当支給規定

（総　　則）
第 1 条 組織員が休日の ADU 業務をおこなった場合、日当を支給する。
（支 給 の 対 象）
第 2 条 日当支給の対象は広告労協の会議、ADU 合宿、ADU 大会への出席等、執行委員会の認めたものに、限るものとする。
（支　給　金　額）
第 3 条 支給金額は、１日につき 3，500 円とする。
（そ　　の　　他）
第 4 条 業務内容については、執行委員会において必ず報告するものとする。
（附　　則）
第 5 条 この規定は昭和 57 年 4 月 22 日より実施する。

平成 02 年 10 月 19 日一部改正
平成 11 年 01 月 22 日一部改正

以上

アサツー ディ･ケイ ユニオン規約

2000 年 10 月発行

編集　　アサツー ディ･ケイ ユニオン
〒104-8172　東京都中央区築地1丁目13－1
ADK 松竹スクエアビル
電話 03-3547-2878

▲規約一覧に戻る